

地域安全学会査読論文に対する質疑討論に関する規定

平成14年10月制定

地域安全学会学術委員会

1. 適用

本規定は地域安全学会における査読論文に対する質疑討論に適用する。

2. 内容

(1) 査読論文の質疑討論は、発表会会場における質疑討論の他、本規定に従った誌上での討論（以下、誌上討論という）も認める。

(2) 誌上討論は、地域安全学会論文集に査読論文として掲載された論文に対して、掲載後6ヶ月以内に投稿するものとし、誌上にて行う。発表会会場においてなされた質疑応答であっても、誌上討論を不可とするものではない。

3. 応募資格

本会会員（個人）とする。

4. 原稿

(1) 誌上討論の原稿（以下、討論書及び回答書という）は、本学会が定める査読論文執筆要領に従い、タイトル・英文タイトル・著者氏名・氏名英表記・所属・英文アブストラクト・キーワード・本文からなるものとする。

(2) 討論のタイトルは、討論する査読論文の主題を引用し、その主題に対する討論と明示する。また、それに対する回答のタイトルは、討論者の氏名を引用し、その討論者の討論に対する回答と明示する。書式は別様に定める申し送り条項に従うものとする。

5. 原稿の提出

(1) 討論書並びに回答書の原稿は執筆要領に沿って作成されたもの1部とコピー1部並びに送付票（査読論文送付票に沿ったもの）を提出する。

(2) 送付票には「質疑討論」と明記する。

(3) 原稿の提出先は本学会学術委員会学術委員長宛とする。

6. 原稿の採否並びに掲載

(1) 討論の採否並びにその取り扱いは本学会学術委員会が行う。

(2) 採用となった討論は討論者にその旨連絡すると共に、本学会学術委員会が査読論文の著者（以下、回答者という）に回答を求める。

(3) 回答者は本学会学術委員会より回答を求められた日より、原則として2ヶ月以内に本規定に従い本学会学術委員会に執筆要領に沿って回答するものとする。

(4) 本学会学術委員会は、討論書並びに回答書を随時、本学会ホームページに掲載し、かつ次年度の地域安全学会論文集に一括し再掲する。

7. 著作権と著作権

質疑討論に関する著作権と著作権に関しては、地域安全学会論文集の査読論文と同一に扱う。

8. その他

本規定は2002年度査読論文から施行する。